

## 富士宮市立大富士中学校における「学校いじめ防止基本方針」

本方針は、人権尊重の理念に基づき、大富士中学校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定しました。 R5.4.1 版

### 1 いじめ問題に対する基本的認識

いじめ問題への対応は本校における最重要課題の一つであり、教職員が一丸となって組織的に対応することが必要と考えています。また、大人社会のパワーハラスメントやセクシャルハラスメント等の社会問題も、いじめの延長線上で起こるものと考えます。さらに情報化が進んだ現代で、インターネットやスマートフォンを使って他人を中傷する書き込みをするなど、表には見えないネット上のいじめも多発しています。したがって、いじめ問題は、安全・安心かつ心豊かな社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に係る重要な課題でもあります。

いじめを未然に防ぎ、いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを支える大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、いつでも起こりうる社会的な問題」「いじめは犯罪行為である」との認識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に対峙していくことが重要であると考えます。特に我々教職員は、生徒の心身へのストレス要因を無意識につくるような「いじめに類する行為」に対しても、細かな配慮の意識を高めて指導にあたる必要があります。

本校ではいじめは、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のために、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であると考え、以下の取組を推進します。

### 2 いじめの防止に向けた取組（方針）

#### (1) いじめについての共通理解を図ります

- いじめの定義、態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員で共通理解します。
- 校長をはじめとする全教職員が、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめは犯罪行為である」ことを強く認識し、全校集会や学級活動、道徳をはじめとする各教科の授業等で、日常的にいじめの問題について触れることを徹底します。

#### (2) いじめが起こりにくい集団をつくります

- 教職員は、日記指導、ハイパーQU、教育相談、各学期始めや定期的な「人間関係づくりプログラム」等の実施を通して深い生徒理解に努め、生徒との信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団をつくります。
- 生徒同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに努め、いじめの発生を防ぐよう努めます。そこで、5月中旬に五翔セミナー(1年)、林間学校(2年)、修学旅行(3年)の宿泊行事を行い、当日までの準備や当日の活動を通して、新しい学級の人間関係を築きます。また、2学期にはクラスの団結をより強くするため、五翔祭体育の部と文化の部を実施します。
- 授業の中での規律等を大切に、分かる授業づくりを進めます。また、全ての生徒が参加・活躍できる場を設定し、自己肯定感、自己存在感、共感的な人間関係を高められるように授業を工夫します。
- 生徒理解と共に、生徒の良いところ、頑張っているところを見つけ、個別に、或いは朝・帰りの会や集会時に褒めると同時に生徒にも紹介し、互いに認め合う心

を育てます。

- 教職員は自らの言動が生徒に与える影響を十分に理解し、丁寧な言葉・温かな言葉で生徒の指導・支援をします。

### **(3) 生徒自らがいじめについて考える場や機会を設定します**

- 意図的・計画的に学級会や生徒総会等でいじめについて考える場や機会を設定し、生徒自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。
- 道徳の時間では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、生徒がじっくりと考えを深められるよう授業を工夫します。
- 学級活動、生徒会活動等では、日常生活との関連を図り、生徒が主体的にいじめをなくすために取り組む活動を充実します。

## **3 いじめへの対処に向けた取組**

### **(1) 早期発見**

- 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員が学年の垣根を越えて生徒の情報交換を行い、情報を共有します。
- 例え小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するようにします。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめを把握しやすい体制を整えます。具体的には、いじめアンケートを学期に1回、教育相談を年に2回、全員を対象として実施します。
- 保健室や相談室の利用、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの来校と外部の電話相談窓口について広く周知するとともに、生徒及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。
- 放課後は欠席した生徒への連絡はもとより、気になる生徒の連絡を保護者に行い、生徒からも保護者からも、気軽に相談できる環境づくりをします。
- 小中合同研修や連絡会を通して、児童生徒の人間関係などを共有し、いじめの未然防止や早期発見に努めます。
- インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、生徒から情報を収集し、その把握に努めます。
- 生徒がインターネットの使用について自ら判断し適切に利用できるよう、情報モラル教育を推進します。
- 教育委員会から配布される一人一台端末の使用についてルールを設け、正しく使用できるように指導を行います。

### **(2) いじめへの対処**

- 教職員がいじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、ただちに、学年部、生徒指導部はもとより、校内いじめ防止対策委員会に報告して情報を共有し、体制を整えて複数で対応します。
- いじめの態様等に即した対策チーム（校内いじめ防止対策委員会）において、今後の対応について事実確認・検討・対処方法を構築します。
- 被害生徒、及び、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。
- 加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。

#### 4 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会の開催、PTA総会、学校・学年・学級だよりの発行、HP 等を通し、いじめ防止対策や対応について周知し、学校・家庭・地域社会と連携・協働して対応します。
- インターネットによるいじめ問題等について、過去の事例をもとに保護者の意識を高め、学校と家庭が協力して、未然に防げるようにします。同時に富士宮市全体の生活指導の重点を考慮し、21時以降は、スマートフォン、携帯電話等通信機器は保護者に預けることを啓発します。
- いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行います。  
また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

#### 5 教育委員会や関係機関等との連携

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の対応について相談します。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。

#### 6 年間の取組計画について

R5年度 いじめ防止プログラム年間計画

富士宮市立大富士中学校

月	対象			内 容	場面/方法
	職員	生徒	保地		
4	○			基本方針策定・確認	職員会議
		○		全校集会で呼びかけ	全校集会
	○	○		生徒会入会式で学校生活におけるきまり・ルールの確認をする	特別活動
		○		人間関係づくりプログラム1	特別活動
	○	○	○	希望面談で情報モラルについての啓発・情報収集	希望面談
	○	○	○	学校だよりにより学校の取り組み方針掲載、周知	学校だより
5	○		○	PTA 総会でいじめ防止基本方針の説明及び協力依頼	PTA 総会
	○		○	学校評議員、青少年育成連絡会等への協力要請	関係会議
		○		人間関係づくりプログラム2	特別活動
		○		ハイパーQUアンケート	学級活動
		○		宿泊行事における心構え、全体指導	特別活動
		○		生徒会宣言	学級活動・生徒会学年委員会
		○		いじめ実態アンケート・面談	学級活動
6		○		教育相談週間	放課後
			○	学校評価保護者アンケート	アンケート
7		○		学校評価生徒アンケート・面談	アンケート・面談
	○			学校評価保護者・生徒アンケート集約	
			○	全校集会や三者面談で情報モラルについての啓発	全校集会・保護者面談
8	○			いじめ事例研修(スクールカウンセラー)	職員会議
	○			1学期評価から、計画の修正及び実施	職員会議

9		○	人間関係づくりプログラム3	特別活動
		○	心の健康チェックカードを活用したメンタルチェック	特別活動
10		○	五翔祭体育の部・文化の部の取り組みへの心構え	特別活動
		○	教育相談週間	放課後
		○	ハイパーQUアンケート	学級活動
11		○	教育相談週間	放課後
		○	人間関係づくりプログラム4	特別活動
		○	いじめ実態アンケート・面談	学級活動
		○	学校評価保護者アンケート	アンケート
12		○	学校評価生徒アンケート	アンケート
		○	学校評価アンケート集約・分析	
		○	人権週間と合わせ生徒会活動実施	特別活動
		○	三者面談で情報交換	保護者面談
		○	2学期末評価から、計画の修正、実施	職員会議
1		○	人間関係づくりプログラム5	特別活動
		○	学校評価結果報告	学校(評価)だより等
		○	いじめ事例研修会(生徒指導担当)	生徒指導全体会
2		○	いじめ防止基本方針の見直し	職員会議
		○	いじめ実態アンケート・面談	学級活動
		○	学校評議委員会	関係会議
		○	人間関係づくりプログラム6	特別活動
3		○	3年生を送る会で感謝の気持ちを形にあらわす	特別活動